

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	岡谷市

岡谷市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業振興部農林水産課
所 在 地 長野県岡谷市幸町 8-1
電 話 番 号 0266-23-4811
F A X 番 号 0266-23-6448
メールアドレス nourin@city.okaya.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、カモシカ、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、キツネ、ツキノワグマ
	鳥類	カワウ、カワアイサ、カンムリカイツブリ カラス（ハシボソ・ハシブト）
計画期間	令和8年度～令和10年度	
対象地域	長野県岡谷市	

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独、又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
ニホンジカ	稲	2	22
	野菜	7	54
	カラマツ	559	10,123
イノシシ	いも類	3	47
ハクビシン	野菜	1	55
カモシカ	—	0	0
ニホンザル	野菜	4	153
タヌキ	—	0	0
その他獣類（アナグマ、キツネ）	—	0	0
ツキノワグマ	—	0	0
カワウ	ワカサギ	—	1,234
カワアイサ			1,994
カンムリカイツブリ			805
※上記魚食性鳥類は諏訪湖漁場活性化協議会被害防止計画に基づく。なお数値は関係3市町で等分（小数点以下四捨五入）したものである。			
カラス	—	0	0

(注) 1 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業

に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣の農林業被害については減少傾向にあると推測されるが、ニホンジカについては、農業被害はもとより、剥皮等による林業被害が深刻で、特に水源林でもある横川山地区では、標高1,500m以上の山林におけるカラマツへの被害が著しく、水源涵養、土砂流出防備などの公益的機能の低下が心配される。

また、農作物の被害は減少傾向にあるが、依然として農作物被害を一因として離農する農家は存在しており、遊休荒廃農地は増加している。

タヌキ、キツネ、アナグマ、カラスによるゴミ集積所荒らしや、糞害などの生活環境被害も報告されている。

ツキノワグマについては、農地ほかへの出没等が確認されている。

魚食性鳥類によるワカサギ等の漁業被害は依然として続いている。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和6年度)		目標値(令和10年度)	
	被害額(千円)	被害面積(a)	被害額(千円)	被害面積(a)
ニホンジカ	10,199	568	9,179	511
イノシシ	47	3	42	2.7
ハクビシン	55	1	50	0.9
カモシカ	0	0	0	0
ニホンザル	153	4	138	3.6
タヌキ	0	0	0	0
その他獣類(アナグマ、キツネ)	0	0	0	0
ツキノワグマ	0	0	0	0
カワウ	1,234	—	926	—
カワアイサ	1,994		1,446	
カンムリカイツブリ	805		604	

※上記魚食性鳥類は諏訪湖漁場活性化協議会被害防止計画に基づく。なお数値は関係3市町で等分(小数点以下四捨五入)したものである。

カラス	0	0	0	0
-----	---	---	---	---

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>当市では、岡谷猟友会へ通年委託し、4月から11月上旬にかけての耕作期間は、農地周辺での被害届に応じて、檻・わなによる有害鳥獣捕獲及び個体数調整を実施している。</p> <p>また、冬期間は猟期前後のおおむね11月と3月の土日に、市内の山間部で、銃器による一斉捕獲を実施している。</p> <p>このほか、必要に応じて猟友会と協議し、許可を行い、捕獲を実施している。</p>	<p>猟友会員の負担増や高齢化などにより、捕獲の担い手が減少している。</p> <p>被害は減少傾向にあるものの、依然として被害はなくなる。このことから、今後も一定の捕獲が必要である。</p> <p>野生鳥獣の行動範囲などから隣接する市町との連携を図っていく必要がある。</p>
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	<p>岡谷市有害鳥獣対策協議会では平成23年度より農業振興地域や農作物被害が多い地域に、国の補助制度を活用して電気柵を購入し貸与している。設置においては地区での自力施工により防護に努めている。</p> <p>また、市の単独事業として防護設備の設置に対し、上限を決めて材料費の一部補助を行っている。</p>	<p>当市の農業は、近年自家消費規模程度が多く、防護柵の設置には個人負担があるため、耕作放棄する農家が増えている。しかし電気柵の貸与については3戸以上の農家が集約化し、地区による自力設置により個人負担が減となっている。</p> <p>一方で、電気柵は草等が触れると漏電の原因になるので、頻繁に草刈り等の管理が必要であり高齢な農家からすると、大きな負担となっている。引き続き、電気柵の積極的な設置への理解に向けた活動を行う必要がある。</p> <p>ニホンザルについては被害地域での追い払いの実行が課題。</p> <p>ツキノワグマゾーニング管理実施計画に基づく被害防止対策</p>

		として、防護柵の設置を行い、排除地域へのクマの侵入を防止する必要がある。
生息環境管理その他の取組	なし	農地周辺における緩衝帯整備、誘引物の除去等を推進する。 また鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する知識の普及啓発等が必要。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・鳥獣被害の多い地区を対象に共同による防護柵を設置し、被害防止に努める。
- ・耕作地と山林との境界整備や里山の整備に努め、住み分けを進める。
- ・農作物の残渣処理の方法について周知し、鳥獣の誘引防止に努める。
- ・個体数調整及び加害個体又はその恐れのある個体の捕獲により被害の拡大を防止する。
- ・隣接する市町との連携による広域捕獲を実施する。
- ・ニホンザルの追い払い等について住民に協力を依頼し、地域ぐるみでの取組に努める。
- ・ツキノワグマについては、農地等周辺森林等で緩衝帯整備の実施及び維持管理の実施または支援を検討する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・岡谷市有害鳥獣対策協議会において、年間保護管理計画に基づいた対象鳥獣捕獲のため、実施隊へくくりわな等を貸与する。
- ・岡谷猟友会へ委託し対象鳥獣の捕獲、個体数調整を実施する。

・岡谷市鳥獣被害対策実施隊においては、岡谷猟友会員を隊員として任命し、農林業被害が多い地域を中心に活動を実施する。
 ・なお、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲にあたり、確実な止めさしのためには特定ライフル銃を含むライフル銃の使用が必要である。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲檻、くくりわなの購入 ・ イベント、会議等において、被害対策 ・ 防除等の啓発活動
令和9年度	イノシシ	
令和10年度	ハクビシン	
	カモシカ	
	ニホンザル	
	タヌキ	
	その他獣類（アナグマ、キツネ）	
	ツキノワグマ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
 過去3年間の被害の状況や捕獲実績、県の捕獲目標数を勘案し、岡谷市有害鳥獣対策協議会により専門的提言を考慮し捕獲計画数を決定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等（頭・羽）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	530	530	530
イノシシ	30	30	30
ハクビシン	50	50	50

カモシカ	被害及び出没状況により対応	被害及び出没状況により対応	被害及び出没状況により対応
ニホンザル	20	20	20
タヌキ	30	30	30
その他獣類(アナグマ)	20	20	20
その他獣類(キツネ)	10	10	10
ツキノワグマ	被害及び出没状況により対応	被害及び出没状況により対応	被害及び出没状況により対応
カラス	15	15	15

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>檻・わなによる捕獲は通年、市内全域で行うが、耕作期の4月から11月を重点的に行う。</p> <p>わなによる捕獲は、ニホンジカの捕獲について引き続き重点的に実施する。</p> <p>銃器による捕獲は、猟期前後のおおむね11月・3月の土日に市内山間部で一斉捕獲を実施する(ニホンジカ、イノシシ)。</p> <p>ツキノワグマについては、地域振興局・警察・岡谷猟友会と連携を図り、必要に応じ捕獲(緊急銃猟を含む。)を実施する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ等の捕獲に当たり、確実な止めさしのためには特定ライフル銃を含むライフル銃の使用が必要である。</p> <p>なお生活環境被害のための捕獲を考慮し、実施予定時期は通年とし、捕獲予定場所は岡谷市全域とする。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
岡谷市	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法

律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ カモシカ ニホンザル ツキノワグマ	鳥獣被害が多く、防護柵未設置の地域に、防護柵の設置を行う。 【樋沢地区】 複合柵 (クマ対策) ・L=1,000m 【小洞沢地区】 複合柵 ・L=150m 【湊地区(C工区)] 複合柵 ・L=711m	鳥獣被害が多く、防護柵未設置の地域に、防護柵の設置を行う。 【鮎沢地区(A工区)] 電気柵6段 H=2m・L=290m 【半の木沢地区(A工区)] 電気柵6段 H=2m・L=1,000m	鳥獣被害が多く、防護柵未設置の地域に、防護柵の設置を行う。 【鮎沢地区(B工区)] 電気柵6段 H=2m・L=250m 【半の木沢地区(B工区)] 電気柵6段 H=2m・L=800m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ カモシカ ニホンザル ツキノワグマ	維持管理については関係者が連携して行うとともに必要な普及啓発を実施する。また防護柵の効果を高めるため緩衝帯整備や追い払い等の実施を検討する。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 令和9年度 令和10年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン カモシカ ニホンザル タヌキ その他獣類（アナグマ、キツネ） ツキノワグマ	・農地と林地の間の緩衝帯等の整備の推進 ・被害地への放任果樹・作物残渣の処理の啓発 ・侵入防止柵の維持管理を進める。
	カワウ カワアイサ カンムリカイツブリ	・諏訪湖漁業協同組合等と連携して、追い払い等を実施
	カラス	・放任果樹・作物残渣の処理の啓発

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

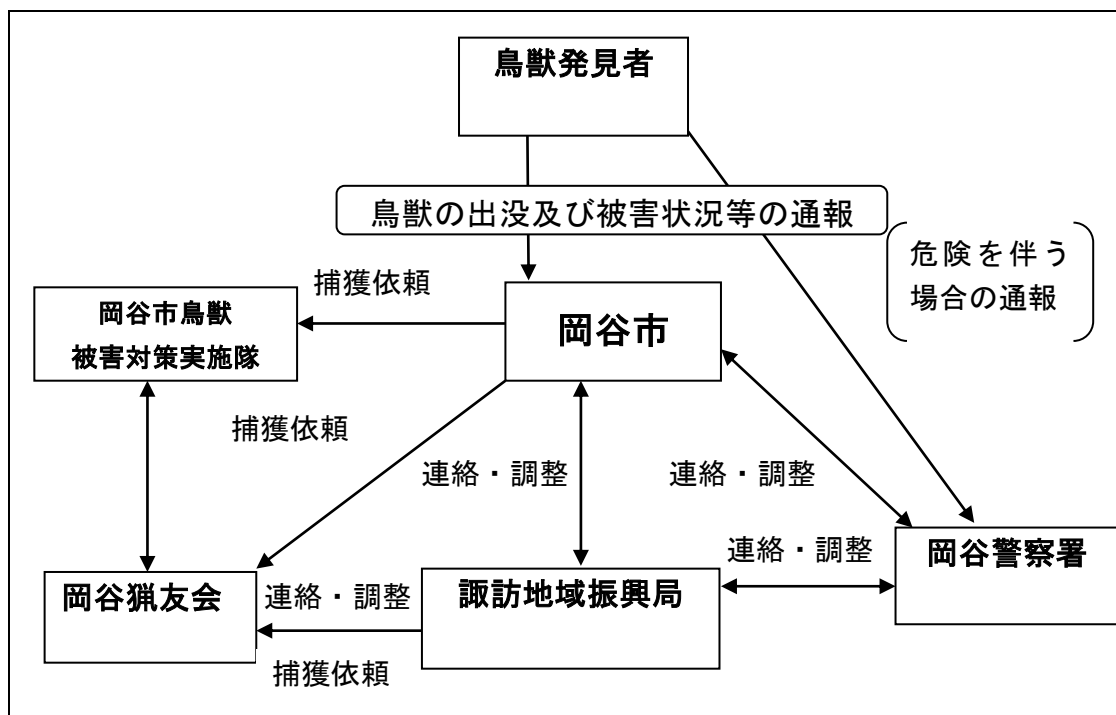
関係機関等の名称	役割
岡谷市	猟友会へ捕獲依頼 関係機関等との連絡・調整 住民への周知
諏訪地域振興局	関係機関等との連絡・調整
岡谷警察署	住民の安全の確保・注意喚起 関係機関等との連絡・調整
岡谷猟友会	捕獲の実施
岡谷市鳥獣被害対策実施隊	捕獲の実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

利用可能な捕獲個体は市内食肉処理加工施設に搬入し食肉利用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用可能な捕獲個体は市内食肉処理加工施設に搬入し食肉利用する。
ペットフード	必要に応じ利活用を検討する。
皮革	
その他	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岡谷市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
岡谷市産業振興部農林水産課	市内の鳥獣被害と対策についての事務的管理と広報活動などの実施をする。
諏訪地域振興局 林務課	鳥獣被害対策の専門的情報の提供、実施に対する助言を行う。
諏訪地域振興局 農業農村振興課	
諏訪農業農村支援センター	
岡谷市農業委員会	被害状況の把握、報告を行うとともに、被害防止を提言・実施する。
信州諏訪農業協同組合	
諏訪森林組合	
岡谷猟友会	鳥獣の生息状況などの報告と、捕獲の課題等の提言を行う。
日本野鳥の会諏訪支部	鳥獣の生態などに関する専門的知識の提供と被害防止対策の問題点について提言を行う。
鳥獣保護監視員	
諏訪湖漁業協同組合	魚食性鳥類被害対策を提言・実施する。
獣肉処理施設 (合同会社しなのジビエ)	獣肉の加工・流通について提言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県林業総合センター 長野県農政部農業技術課 長野県クマ対策員 長野県野生鳥獣被害対策支援チーム	鳥獣及び被害対策に関する専門的知識について農林業従事者への助言・普及啓発
諏訪地域野生鳥獣被害対策チーム	被害防除支援
岡谷市森林・林業活性化議員	市民からの要望・意見をくみとり、対策等施策

連盟	へ反映
----	-----

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年3月に鳥獣被害対策実施隊を設置。 隊員の定員は50人以内で岡谷猟友会員、市職員で構成。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月23日付け7森推第1161号同意

変更：令和 年 月 日付け 森推第 号同意